

医学研究科研究員研究負担金の取扱いに関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公立大学法人名古屋市立大学研究員規程（平成18年4月1日名古屋市立大学達第144号。）に基づき、名古屋市立大学大学院医学研究科研究員研究負担金の取扱いに関し必要な事項を定める事を目的とする。

(研究負担金)

第2条 研究員等の研究環境を整備することを目的に研究負担金を徴収する。

(研究負担金の金額及び納付時期)

第3条 研究員を志願する者は、研究負担金として1年度につき1万円を、研究員願書若しくは継続書類提出時に納付しなければならない。

(研究負担金の納付免除)

第4条 前条の規定にかかわらず、許可日において次に掲げる者は研究負担金の納付を免除することができる。

- (1) 本学教職員及び大学院生、学部学生
- (2) 本学特任教員（称号付与）、客員教員、名誉教授、地域医療教育研究センター教員（委嘱）
- (3) 日本学術振興会特別研究員
- (4) 日本学術振興会「論文博士号取得希望者に対する支援事業」による海外研究者
- (5) その他医学研究科長が認めた者

(研究負担金の不還付)

第5条 既納の研究負担金は還付しない。ただし、医学研究科長が研究員になることを許可しなかった場合には研究負担金を還付する。

(研究負担金の管理)

第6条 研究負担金は大学収入(特定財源)として管理するものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1 この内規は、令和7年4月1日より施行する。